

平成 27 年 12 月 10 日
近検協第 27-058 号

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 27 年度 11 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、11 月度の受付台数は 12,384 台で本年度累計は 95,480 台となり、前年同月比 113.0%、前年度累計比は 100.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期報告制度改正に伴う検査資格の移行について

平成 28 年 6 月に定期報告制度が改正されます。これに伴い現在の資格者には国土交通大臣から昇降機検査資格者証を交付することとなりました。

来年 6 月以降は、新しい昇降機検査資格者証がないと定期検査ができなくなります。

現資格者は、本年 12 月中に申請すれば来年 6 月までに、新資格者証が交付されます。

尚、平成 28 年 1 月 1 日以降に申請されますと、新資格者証の交付が来年 6 月以降となりますので、早めに移行手続きをお願いします。

【検査資格の移行手続きについて】

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa_05.html

2. 自動車用エレベーターの判定について

自動車用エレベーターの検査項目 4(1)「かご上の停止スイッチ」と 4(7)「かごの非常救出口」については、(一財)日本建築設備・昇降機センター発行の「定期検査業務基準書 平成 24 年改正告示対応版」の P223 及び P228 にも記載があるように、かごの戸や天井がないエレベーターは検査の対象になりませんので、検査項目を抹消して報告してください。参考のため業務基準書の一部を下記に記載します。

4(1) かご上の停止スイッチ

告示第 1429 号第 1 第四号で規定されたエレベーターは、「かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする」ので、検査の対象に含みません。

イ 昇降行程が 10m 以下であるエレベーター

ロ かごに天井が無いエレベーター又は天井を開くことにより昇降路内の点検を行うことができるエレベーター

4(7) かごの非常救出口

平 12 建告第 1413 号第 1 第七号に定められた「かごの戸、天井のない自動車用エレベーター」及び平 12 建告第 1413 号第一号に定められた天井救出口のないエレベーターは、告示の要件を満たせば天井救出口を設ける必要はありませんので、検査の対象に含みません。

3. 労働安全衛生法の性能検査から建築基準法の定期検査へ移行する場合について

建物用途の変更等で労働安全衛生法の性能検査から建築基準法の定期検査報告へ、または、建築基準法の定期検査報告から労働安全衛生法の性能検査へ移行する場合は、下記の書類を弊協議会に提出してください。不明な点がありましたら、弊協議会まで問い合わせください。

この内容は、後日近畿ブロック昇降機等検査協議会の HP「よくある質問」のコーナーに掲載します。

	性能検査 ⇒ 定期検査	定期検査 ⇒ 性能検査
提出書類	直近の性能検査の検査済証（写） 労働基準監督署に提出した廃止届（写） 定期検査報告書	直近の性能検査の検査済証（写） 特定行政庁首長あて「除外申請書」
検査時期	性能検査の有効月までに定期検査を実施 但し、廃止届提出後に実施のこと	定期検査の有効月までに性能検査を実施

4. 年末・年始の業務について

年内の定期検査報告書等の最終受付日は 12 月 24 日(木)とさせていただきます。12 月 25 日から 1 月 4 日に協議会へ到着の定期検査報告書等は、1 月 5 日受付となりますのでご了承ください。

また弊協議会の年内業務は 12 月 28 日(月)の午前中で終了、年明けは 1 月 5 日(火)午前 9 時より通常に業務いたします。

以上